

改正

平成27年 5 月22日規程第18号

那須烏山市幼稚園就園奨励費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第7条ただし書の規定による別段の申出をしたことにより、同法に規定する施設型給付費の支給の対象とならない私立幼稚園（以下「特例私立幼稚園」という。）に就園する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とした幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成27年規程18号〕

(補助金等交付規則の適用)

第2条 補助金の交付に関しては、この規程に定めるもののほか、那須烏山市補助金等交付規則（平成17年那須烏山市規則第46号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、「園児」とは、特例私立幼稚園に就園している市内に在住する幼児であつて、当該年度の初日現在の年齢が満3歳、満4歳及び満5歳である者並びに当該年度の途中に満3歳に達する者をいう。ただし、当該満3歳に達する者は、満3歳に達した時点で含めるものとする。

一部改正〔平成27年規程18号〕

(交付の対象)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、特例私立幼稚園の設置者が、市内に在住する園児の保護者に対し、当該保護者から徴収する入園料及び保育料をその世帯の所得の状況に応じて減免する事業を行う場合においては、当該幼稚園の設置者に対し、当該事業に要する経費について、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）に定める補助限度額の範囲内で補助金を交付することができる。

一部改正〔平成27年規程18号〕

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が行う交付の申請については、規則第4条の規定にかかわらず、次に掲げる書類の提出により行うものとする。

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 保育料減免措置に関する調書
- (4) 園則その他徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類

(減免措置方法の報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、減免措置の方法を市長が別に定める期日までに市長に報告するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた者が行う実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、減免

措置を完了した日後15日以内又は市長が別に定める日までのいずれか早い日までに次に掲げる書類の提出により行うものとする。

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 事業実績内訳書
- (3) その他市長が必要と認める書類
（減免措置証拠書類の備付け）

第8条 補助金の交付を受けた特例私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした減免確認書を備えておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

一部改正〔平成27年規程18号〕

（補助金の請求）

第9条 補助金の交付を受けようとする者が行う交付の請求については、規則第18条の規定にかかわらず、次に掲げる書類の提出により行うものとする。

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金交付請求書（別記様式第3号）
- (2) 交付確定指令書の写し
（様式）

第10条 前各条に定めるもののほか、この規程に規定する書類の様式については、別に定める。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行し、平成22年度以降の補助金の交付から適用し、平成21年度までの補助金の交付については、なお従前の例による。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、平成22年度の補助金の交付に関してなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年5月22日規程第18号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の那須烏山市幼稚園就園奨励費補助金交付規程の規定は、平成27年度以降の補助金の交付から適用し、平成26年度までの補助金の交付については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5条関係）

一部改正〔平成27年規程18号〕

別記様式第2号（第7条関係）

一部改正〔平成27年規程18号〕

別記様式第3号（第9条関係）

一部改正〔平成27年規程18号〕